

Ⅲ 別表
2 課税標準の特例対象施設一覧表[法701の41]

※表中の割合は課税標準額から控除する割合を示しています。「―」は控除不適用です。

項	号	施 設 等	資産割	従業者割														
1	1	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）が、その本来の事業の用に供する施設 ・農業協同組合、消費者生活協同組合、信用金庫など	1／2	1／2														
1	2	学校教育法第124条に規定する専修学校又は、同法第134条第1項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第152条第5項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	1／2	1／2														
1	3	公害防止又は資源の有効な利用のための施設 事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための次の施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されているものに限り、4号に掲げるものを除く） <table><tr><td></td><td>施 設</td></tr><tr><td>1</td><td>水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で総務省令で定めるもの</td></tr><tr><td>2</td><td>大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの</td></tr><tr><td>3</td><td>大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの</td></tr><tr><td>4</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの</td></tr><tr><td>5</td><td>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設</td></tr><tr><td>6</td><td>ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で総務省令で定めるもの</td></tr></table>		施 設	1	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で総務省令で定めるもの	2	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの	3	大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの	5	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設	6	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で総務省令で定めるもの	3／4	—
	施 設																	
1	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で総務省令で定めるもの																	
2	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの																	
3	大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの																	
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの																	
5	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設																	
6	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で総務省令で定めるもの																	

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
1	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設で、次に掲げる事業の用に供する施設で事務所以外のもの	3/4	1/2
		1 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業		
		2 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業		
		3 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業		
1	5	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場 ※「家畜市場」とは、家畜取引のために開催される市場で、つなぎ場及び売場を設けて定期又は継続して開催されるものをいいます。	3/4	—
1	6	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される消費地食肉冷蔵施設 国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—
1	7	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造用施設 みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—
1	8	木材市場、木材保管施設 ア 木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの イ 製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業若しくは木材防腐処理業を営む者又は木材の販売を業とする者が専ら木材の保管の用に供する施設	3/4	—

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
1	9	旅館・ホテル営業の用に供する施設 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く。）で次に掲げるもの ア 客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。） イ 広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。） ウ ロビー、浴室、厨房、機械室 エ ウに類する施設（非課税の消防用設備等及び防災用設備等に係る部分は除く。）で宿泊に係るもの	1/2	—
1	10	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、港湾通信施設、旅客施設及び船舶役務用施設	1/2	1/2
1	11	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2
1	12	外国航路船舶のコンテナ貨物の荷捌き施設	1/2	—
1	13	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—
1	14	倉庫業者の倉庫（営業用倉庫） 倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 ※同項11号、18号を除く。	3/4	—
1	15	タクシー事業の用に供する施設 道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る。）の用に供する施設のうち事務所以外の施設	1/2	1/2
1	16	公共の飛行場に設置される施設のうち、格納庫、運行管理施設、航空機の整備のための施設等	1/2	1/2
1	17	流通業務地区内に設置される貨物の積卸しのための施設等 流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供される店舗等 ※次号を除く。	1/2	1/2

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
1	18	流通業務地区内に設置される倉庫業者の倉庫（営業用倉庫） 流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2
1	19	特定信書便事業用施設 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
2	—	心身障がい者を多数雇用する事業所等 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るもの	1/2	—

〔法附33〕 特例の適用期限が定められています。

5	—	特定農産加工業用施設 特定農産加工業経営改善等臨時措置法第3条第1項及び同法第5条第1項の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認に係る計画に従って実施する経営改善措置及び調達安定化措置に係る事業の用に供する施設 《適用期限》 法人の事業…令和8年3月31日までに終了する事業年度分まで 個人の事業…令和7年分まで	1/4	—
6	—	企業主導型保育事業施設 平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に企業主導型保育事業の運営費に係る政府の補助を受けた者が、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする同法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち、当該補助に係る事業所等において行う事業 《適用期限》 法人の事業…当該補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで 個人の事業…当該補助を受けなくなった日の属する年前の年分	3/4	3/4

【課税標準の特例の重複適用】

課税標準の特例の規定に重複して該当する場合は、次の順序により適用します。

法701の41①(同項各号の重複適用は行いません) → 税701の41② → 法附33

〔例〕 各種学校を営む法人Aは、事業所床面積5,000㎡（うち課税標準の特例該当部分3,500㎡）の事業所用家屋で

事業を行っている。また、法人Aは心身障がい者を多数雇用する事業所等に該当する。この場合の、法人Aの資産割の課税標準は次のように求めます。

- ① 各種学校（法701の41①(2)）の用に供する施設の控除末面積

$$3,500\text{m}^2 \times 1/2 = 1,750\text{m}^2$$

- ② 心身障がい者を多数雇用する事業所等（法701の41①(2)）の控除末面積

$$(5,000\text{m}^2 - 1,750\text{m}^2) \times 1/2 = 1,625\text{m}^2$$

したがって、法人Aの課税標準となる事業所末面積は、

$$5,000\text{m}^2 - (1,750\text{m}^2 + 1,625\text{m}^2) = 1,625\text{m}^2 \text{ となります。}$$